

～街並み(景観)づくり100年運動～ 満25年が経過しました。

町中心部の全戸(戸建住宅)対象の 「まちなみ基礎調査」に みなさんのご協力をお願いいたします。

先に都市景観大賞「美しい街並み大賞」の受賞対象地域となった町中心部の4.2ヘクタール(下図参照)の全戸建住宅約300戸を対象に、金山町と金山町まちなみ研究会(阿部利広会長)の共同で、「まちなみ基礎調査」を行うことになりました。

これは、町民のみなさんとともにこれまで取り組んできた「街並み(景観)づくり100年運動」の具体的な成果や課題などを明らかにして、次なるステップの基礎資料とするためのもので、対象区域内の全住宅の外観や建築形態、満足度などについて、調査員が全戸を訪問して、聴き取りなどの調査を行うものです。

調査対象となる世帯主には、後日ご協力依頼書をお送りし、さらに説明会(下記)を開催して訪問する日時をお知らせした上で、調査員が訪問することになります。「街並み(景観)づくり100年運動」の更なる前進と美しく快適なまちづくりのため、対象区域内のみなさんにご理解とご協力を賜りますよう、よろしくご協力いたします。



◇調査説明会を開催します *対象となる各戸には後日改めてお知らせいたします。

- ・羽場地区関係者 7/27(火)午後7時～ 羽場公民館にて
- ・十日町地区関係者 7/28(水)午後7時～ 中央公民館 第1調議室にて
- ・七日町地区関係者 7/29(木)午後7時～ 七日町公民館にて
- ・内町地区関係者 7/29(木)午後7時～ 内町公民館にて

◇調査訪問日等 *原則として、8月5日から9日までの5日間のうち、説明会で詳細日程を入れた個別の依頼状等をお渡しし、調査について詳しくご説明申し上げますので、よろしくご協力いたします。



金山町・金山町まちなみ研究会

問合せ先 役場産業課 商工景観交流係 電話52-2111内線406

身体障害者手帳をお持ちの方へ

日常生活用具の給付・貸与 火災警報器も対象に

住宅防火対策を強化するため、消防法及び火災予防条例により、平成18年6月からは新築住宅に、平成23年6月からは既存の住宅を含む前住宅に、「住宅用火災警報器」を設置しなければなりません。

この「火災警報器」は、金山町が障がい者(児)の日常生活の便宜を図るために給付・貸与している日常生活用具の対象になっております。

ただし、障害等級2級以上で、障害種別に関わらず火災発生の感知・非難が困難な方に限ります。

そのほかにも、原則1割の利用者負担で、各種日常生活用具の給付事業を行っております。

手帳の等級および障害種別によって、給付される用具に制限がありますので、詳細については担当までお問合せください。(ただし、介護保険認定を受けている方は、介護保険が優先となります。)

【日常生活用具の主な種類】

◆介護・訓練支援用具 ◆自立支援生活用具 ◆在宅療養用支援用具 ◆情報・意思疎通支援用具 ◆排泄支援用具 ◆住宅改修費 ◆火災警報器 など

※ 日常生活用具のほか、補装具、おむつ、福祉タクシー等々 各種優遇制度があります。いずれも障害種別・等級、住民税・所得税区分等の条件がありますので、詳しくはお問合せください。

【障害年金・特別障害者手当】

障がいの程度・状態によっては「障害年金」や「特別障害者手当」に該当する場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください。

◇◆障がいに関することは、どんなことでも結構です。お気軽にお問合せください◇◆

【問合せ先】 役場健康福祉課 福祉係 電話52-2111内線262

社会福祉法人 山形県手をつなぐ育成会

最上障害者就労・生活支援センター(準備室) オープン!

～ あなたの「はたらきたい」や「くらし」を応援します。～

しょうがいのある方に、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、就職や生活の相談・助言をし、職場実習や職場定着、生活の安定を支援する事業所です。お気軽にお問合せください。

【ご利用できる方】

- ・しょうがいのある方(知的しょうがい、身体しょうがい、精神しょうがい、高次機能障害)ご本人、ご家族
- ・最上地域に住んでいる方(その他の地域もご相談に応じます)
- ・しょうがいの者の雇用を考えておられる事業主

* ご本人やご家族の方のプライバシーは守ります。
* 費用の負担はありません
(ただし、福祉サービスのご利用、余暇活動等の経費は自己負担があります)

【問い合わせ先】

最上障害者就労・生活支援センター 新庄市堀端町8-3 (旧 友愛園)
電話 23-4528 FAX 32-0250